

平成25年度 第3回庁議要旨

日時：平成25年5月9日（木）

午前10時30分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻駅周辺地域整備方針及び整備計画について（企画部・建設部・病院局事務部）

－継続審議－

2 平成25年度保育所保育料の減免について（福祉部）

平成23年度及び平成24年度の保育所保育料は、東日本大震災により多くの住民及び企業が被災し、保育所入所児童世帯への生活支援が必要なことから減免の措置を講じたが、平成25年度保育所保育料についても、同様の減免を行い、震災により被災した保育所入所児童世帯の財政的負担を軽減するもの。

(1) 主な内容

ア 減免基準

(ア) 被災状況による全額免除

東日本大震災に伴い、次のいずれかに該当するときは、保育料の全額を免除する。

- a 児童又は扶養義務者等の居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害を受けたとき。
- b 児童又は扶養義務者等が障害者となり、又は重篤な傷病を負ったとき。
- c 扶養義務者等が死亡したとき。
- d 扶養義務者等が行方不明なとき。
- e 児童又は扶養義務者等が原子力災害による避難のための立ち退き、屋内避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているとき。

(イ) 所得額の減額に伴う減免

- a 認可保育所に入所している児童に係る保育料算定の対象となる全ての者の平成25年所得見込額が、東日本大震災により平成24年所得を下回る見込みのときは、新たに平成25年所得見込額を基に保育料を算定し、その差額分を当該保育料より減免する。
- b その他の保育所（荻浜保育所）に入所している児童に係る保育料算定の対象となる全ての者の平成25年所得見込額が、東日本大震災により平成24年所得を下回る見込みのときは、施行規則別表第4のB階層を適用した保育料を算定し、その差額分を当該保育料より減免する。
- c 平成25年所得見込みで算定した保育料については、平成25年の所得が確定した平成26年3月までに保育料を再算定し、保育料が変動する場合は追徴又は還付する。

イ 減免期間 平成25年4月分から平成26年3月分まで

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 東日本大震災に伴う石巻市保育所保育料の減免に関する要綱の制定

イ 施行期日等 告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

3 平成25年度放課後児童クラブ利用者負担金の免除について（福祉部）

平成23年度及び平成24年度の放課後児童クラブ利用者負担金は、東日本大震災により、多くの住民及び企業が被災し、放課後児童クラブ利用児童世帯への生活支援が必要なことから免除の措置を講じたが、平成25年度放課後児童クラブ利用者負担金についても、同様の免除を行い、震災により被災した放課後児童クラブ利用児童保護者の財政的負担を軽減するもの。

(1) 主な内容

ア 免除基準

東日本大震災に伴い、次のいずれかに該当するときは、利用者負担金の全額を免除する。

(ア) 利用児童又はその保護者の居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の被害を受けたとき。

(イ) 利用児童又はその保護者が障害者となり、又は重篤な傷病を負ったとき。

(ウ) 利用児童保護者が死亡したとき。

(エ) 利用児童保護者が行方不明なとき。

(オ) 利用児童又はその保護者が原子力災害による避難のための立ち退き、屋内避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているとき。

イ 免除期間 平成25年4月分から平成26年3月分まで

(2) 今後の予定・施行期日等

ア 平成25年度東日本大震災に伴う石巻市放課後児童クラブ利用者負担金の免除に関する要領の制定

イ 施行期日 決裁の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

4 鹿妻地区第二放課後児童クラブの新規設置及び中里地区放課後児童クラブの定員数拡大について（福祉部）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している1学年から3学年の児童に対し、余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ってきた。本年度からは、利用対象児童を4学年まで拡大した。しかし、拡大により利用児童数が増加したため、既存施設の環境改善が必要な状況となった。

このことから、待機児童が発生している放課後児童クラブに対して、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンから専用教室の建設寄附を受け、待機児童の解消と健全な環境整備を図るもの。

(1) 主な内容

ア 鹿妻地区放課後児童クラブ

(ア) 名称を鹿妻地区第一放課後児童クラブに改め、新たに鹿妻地区第二放課後児童クラブを新設する。

(イ) 施設概要

児童クラブ名	鹿妻地区第一放課後児童クラブ	鹿妻地区第二放課後児童クラブ
クラブ室の形態	鹿妻小学校敷地内専用教室	
構造	軽量鉄骨平屋建て	木造平屋建て

床 面 積	97.20㎡	96.68㎡
定 員 数 等	定員数50名 (利用限度数58名)	定員数50名 (利用限度数58名)
指 導 員 数	3人	2人
完 成 予 定 月		平成25年8月完成予定

イ 中里地区放課後児童クラブ

	現 行	新 規
クラブ室の形態	中里小学校余裕教室	中里小学校敷地内専用教室
構 造		木造平屋建て
床 面 積	64.00㎡	129.18㎡
定 員 数 等	定員数40名(利用限度数45名)	定員数55名(利用限度数63名)
指 導 員 数	4人	
完 成 予 定 月		平成25年7月完成予定
そ の 他	専用教室完成後、普通教室として現状回復	

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年市議会第2回定例会に石巻市放課後児童クラブ条例の一部改正及び歳入歳出予算を提案

イ 石巻市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正

ウ 施行期日

(ア) 中里地区放課後児童クラブ 平成25年8月1日

(イ) 鹿妻地区放課後児童クラブ 平成25年9月1日

5 町の区域を新たに画することについて（建設部）

石巻市南境土地区画整理事業の施行に伴い、事業区域内の字を新たに画するもの。

(1) 主な内容

変更後	変更前
美園一丁目	南境字新稲干の一部
	南境字新小堤の一部
	南境字大塚の一部
	南境字塚の一部
美園二丁目	南境字新稲干の一部
	南境字新小堤の一部
	南境字新水戸の一部
美園三丁目	南境字新稲干の一部
	南境字新小堤の一部
	南境字新待井の一部

(2) 今後の予定

平成25年市議会第2回定例会に町の区域を新たに画することについて提案

[報告事項]

1 災害廃棄物一次仮置場の閉鎖（搬入受入れの終了）について（生活環境部）

東日本大震災発生後、市内には最大で26箇所の災害廃棄物一次仮置場が設置され、平成25年4月現在、受入れを行っている一次仮置場は、5箇所（本庁地区1箇所、雄勝地区1箇所、牡鹿地区3箇所）となっている。

災害廃棄物の県二次処理施設への受入れ期限が本年10月末日までとなっていることから、本市の一次仮置場も本年9月末日をもって閉鎖（搬入受入れの終了）するもの。

(1) 主な内容

ア 対象仮置場

雲雀野埠頭、雄勝グラウンド、牡鹿表浜、牡鹿山鳥駐車場、牡鹿谷川浜

イ 閉鎖日（搬入受入れ終了日）

平成25年9月末日

ウ その他

搬入受入れの終了後、県の二次処理施設への搬出、整地作業、土壌調査等の業務実施をもって、完全閉鎖（地権者への土地の引き渡し）する。

(2) 今後の予定

- ・ 平成25年9月 一次仮置場受入れ終了
- ・ 同年 10月 県二次処理施設の受け入れ期限
- ・ 同年 12月 県二次処理終了
- ・ 平成26年3月 県二次処理施設解体撤去

2 市長、副市長及び教育長の給料の削減について（総務部）

東日本大震災からの復興には多額の財源が必要であり、国等からの支援は見込まれるものの、今後厳しい財政運営が予想されるため、復興関連事業を含むすべての事業に行財政改革の視点を取り入れた発想や大胆な見直しによる歳入確保策及び歳出削減策に取り組む必要がある。

今後、東日本大震災に係る復興事業へのシフトによる従来事業の中止、廃止、事業費削減等、市民サービスの一部低下が見込まれる中、市民とともに負担を分かち姿勢、決意を示すため市長、副市長及び教育長の給料の削減を行うもの。

(1) 主な内容

ア 削減内容

給料月額を市長は20%、副市長は15%、教育長は10%を削減する。

なお、期末手当には影響させないもの。

	現行（月額）	削減後（月額）	削減額（月額）	削減額（年額）
市長	1,000,000円	800,000円	200,000円	2,000,000円
副市長	811,000円	689,350円	121,650円	1,216,500円
教育長	705,000円	634,500円	70,500円	705,000円

イ 削減期間

平成25年6月1日から平成26年3月31日まで

ウ その他

削減額については、震災復興基金へ積み立てし、復旧・復興費の財源に充てる。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年市議会第2回臨時会に市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を提案

イ 施行期日 平成25年6月1日